

# 令和6年度神崎町水道水質検査計画

## 1. 基本方針

水道をご利用の皆様が安心して水道水をご利用いただくため、水道法施行規則第15条第6項の規定により、水道水質検査計画を以下の基本方針のとおり策定します。

- 1) 水質検査は、水道法で義務付けられている給水栓（蛇口）水質に加え、原水となる河川水及び地下水水質、浄水場の浄水水質に留意し、検査する項目、採水の場所、検査の回数（省略する項目がある場合にはその項目、理由）、検査の方法を策定します。
- 2) 臨時の水質検査を行うための要件、実施する項目などについて策定します。
- 3) 検査を委託する項目について策定します。
- 4) その他水質検査の実施に際して配慮すべき事項について策定します。

なお、水質検査計画は必要に応じて見直しを行います。

## 2. 水道事業の概要

計画給水人口 4, 832人  
計画給水量 1, 429m<sup>3</sup>

神崎町の水道は、利根川河川水（表流水）を原水とする第二浄水場浄水と、地下水を原水とする古原浄水場浄水を混和し、古原浄水場から供給を行っています。

なお、第二浄水場は、東日本大震災にて被災した神宿浄水場の移転復旧により平成27年4月から古原浄水場隣地にて稼働しています。

浄水場名	第二浄水場	古原浄水場
水源の種類	表流水	地下水
水源の名称	利根川水系利根川	深井戸（1、2、3号井）
浄水方法	粉末活性炭処理 前塩素処理 薬品凝集沈澱処理 中間塩素処理 ろ過処理 後塩素処理	前塩素処理 除鉄・除マンガン処理
浄水場の場所	神崎町古原甲718-1	神崎町古原甲718-4
給水区域	※第二浄水場浄水と古原浄水場浄水は古原浄水場配水池で混和し、古原浄水場配水施設から供給されます。  (神崎町) 全域 (成田市) 野馬込、小浮 (香取市) 堀之内の一部（中津地区）	

### 3. 水源の水質及び浄水の水質状況

#### 水源の水質について

水源となる、表流水の原水水質は、過去5年間の水質を比較しましたが、大きく変動した項目は有りませんでした。

しかし、利根川の下流部にて取水しているため、上流都市の排水や溜池などの放水の影響を受けており、カビ臭の発生、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、トリハロメタン濃度の上昇、そして水質事故の発生の懸念があるなど、必ずしも良い状況ではありません。そのため、上流域事業者や関係機関などとの情報共有をするとともに、神崎町小松地先の導水ポンプ場にて粉末活性炭の投入等による対策を行っています。

地下水の原水水質は、地下水の特性から安定しているものの、畑作地帯であるため硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の値に注意する必要があります。

令和元年度から令和5年度までの表流水系原水水質は別表1のとおりです。

令和元年度から令和5年度までの地下水系原水水質は別表3のとおりです。

#### 浄水の水質について

給水栓水質及び浄水場浄水水質は、すべての水質検査項目において水質基準に適合しており、安全な水となっております。

令和元年度から令和5年度までの表流水系浄水水質は別表2のとおりです。

令和元年度から令和5年度までの地下水系浄水水質は別表4のとおりです。

令和元年度から令和5年度までの給水栓水質は別表5のとおりです。

### 4. 採水場所

各採水地点の場所は次のとおりです。

水源	原水採水地点	浄水採水地点	給水栓採水地点
表流水	導水ポンプ場着水井	第二浄水場浄水池	香取市堀之内中津 中津公会堂給水栓 (中津給水栓)
地下水	古原浄水場集合井	ろ過機出口	
混和水		古原浄水場出口	

### 5. 水質検査項目及び検査頻度及び設定理由

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由は別表に示すとおりです。

給水栓（中津給水栓）の水質検査項目及び検査頻度及び設定理由は、別表6のとおりです。

水質管理目標設定項目（表流水系）の水質検査項目は、別表7のとおりで、表流水系原水と給水栓水で実施します。採水場所は原水を導水ポンプ場着水井で採水し、給水栓水を中津給水栓で採水します。PFOS及びPFOAについては、近隣に発生源が見受けられないため表流水原水及び地下水原水の年1回とします。農薬類の検査項目の選定は、水稻に用いる農薬類のうち、主にこの地域で使用されている薬剤と、利根川にて取水する近隣事業者で過去に下限値以上にて検出された薬剤について選定しました。

なお、令和6年度の水質検査実施内容は水質検査予定表のとおりです。

## 6. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく検査方法により行います。

## 7. 臨時の水質検査

臨時水質検査及び試験は、次のような場合実施します。

- 1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- 2) 水源に異常があったとき。
- 3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- 4) 浄水過程に異常があったとき。
- 5) 配水管の大規模な工事又は、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- 6) その他特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、定期の水質検査と同様に委託検査により実施します。委託する水質検査は、定期の水質検査を委託する検査機関と同一の水質検査機関により実施する計画です。

水質に問題が生じた場合は、該当物質について適宜検査を行い適切な処置を行いません。

## 8. 水質検査の自己検査及び委託検査の区分

毎日検査項目は自己検査を実施します。

その他の項目については、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下登録検査機関）に水質検査業務を委託します。また、水質検査委託区分は別表8～12のとおりです。

## 9. 放射性物質の検査

放射性物質の測定結果は、平成23年度から令和5年度まで全て不検出でありました。

令和6年度の計画は、今までと同じく、原水2箇所（表流水、地下水）浄水1箇所（中津給水栓）で実施します。測定核種は放射性セシウム134及び137を委託検査にて実施します。測定頻度は3箇月に1回実施する計画です。

## 10. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画の公表の方法は、水道事業ホームページにより行います。

また、検査結果につきましては、水質基準に適合していることについて評価するとともに、随時水道事業ホームページにて公開いたします。

水質検査計画の内容は皆様のご意見を参考にさせていただきながら、必要に応じて見直しをおこない、毎年より良い計画書としてまいります。

## 11. 水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査の委託先は、登録検査機関から決定しますが、省令の規定に基づく方法により検査を実施していることはもとより、「試料の採水から運搬まで受託検査機関で実施し、12時間以内に検査を開始できること」、「水道GLP認定を受けている優良な検査機関」を選定条件とし、水質検査の精度を高め、信頼性を保証すべきものとします。

委託した水質検査の実施状況等の確認は、「一次報告」「水質検査の結果の根拠と

なる資料」等で確認します。

1 2. 関係者との連携について

水源周辺で、水質事故が発生した場合、河川管理者や県、関係機関と連携して、必要に応じ現場調査及び水質検査を行い、水質事故発生時の通報連絡システムにより連絡を実施します。

1 3. その他

この水質検査計画は3月中に公表し、水質検査計画や水道事業について皆様の意見を取り入れ見直しを行い、4月より実施するものです。

水質検査計画や水道事業について、ご意見等がございましたらお手数ですが、電話にて神崎町水道事業までご連絡ください。

神崎町水道事業

電話 0478-72-3322

番号	項目	基準値	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
基 1	一般細菌	100個/mL以下	10000	14000	3200	2550	26000
基 2	大腸菌	検出されないこと	陽性	陽性	陽性	陽性	陽性
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	< 0.005	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.060	0.065	0.048	0.035	0.067
基 1 0	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 1 1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	2.94	2.93	2.07	1.87	2.49
基 1 2	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11
基 1 3	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
基 1 4	四塩化炭素	0.002mg/L以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
基 1 5	1,4ジオキサン	0.05mg/L以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
基 1 6	β-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 1 7	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 1 8	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 1 9	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 2 0	ベンゼン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 2 1	塩素酸	0.06mg/L以下		< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06
基 2 2	クロロ酢酸	0.02mg/L以下					
基 2 3	クロロホルム	0.06mg/L以下					
基 2 4	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下					
基 2 5	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下					
基 2 6	臭素酸	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 2 7	総トリハロメタン	0.1mg/L以下					
基 2 8	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下					
基 2 9	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下					
基 3 0	ブロモホルム	0.09mg/L以下					
基 3 1	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下					
基 3 2	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.012	0.007	0.005	0.005	0.008
基 3 3	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	2.87	0.92	0.56	0.50	0.78
基 3 4	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	2.16	0.89	0.63	0.50	0.74
基 3 5	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
基 3 6	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	54.3	29.5	17.9	18.2	33.9
基 3 7	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.145	0.072	0.075	0.066	0.06
基 3 8	塩化物イオン	200mg/L以下	86.6	40.7	22.9	24.1	49.1
基 3 9	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	86	87	79	75	82
基 4 0	蒸発残留物	500mg/L以下	303	245	179	186	228
基 4 1	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
基 4 2	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000003	0.000003	0.000002	0.000002	0.000002
基 4 3	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000013	0.000009	0.000005	0.000002	0.000005
基 4 4	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 4 5	フェノール類	0.005mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
基 4 6	有機物質（全有機炭素の量）	3mg/L以下	2.2	2.5	2.1	1.6	2.3
基 4 7	pH値	5.8～8.6	8.1	7.6	7.7	7.6	7.8
基 4 8	味	異常でないこと					
基 4 9	臭気	異常でないこと	±、かび臭	±、かび臭	±、かび臭	±、かび臭	±、かび臭
基 5 0	色度	5度以下	16.87	18	12.9	12.2	19.4
基 5 1	濁度	2度以下	19.03	16.6	10.4	12.0	22.6
	アンモニア態窒素		0.08	0.07	0.06	0.06	0.11

水質基準値は令和2年4月1日改定の基準値を示しています。  
 原水のため、評価はしていません。

表流水系浄水水質 年度最大値

別表 2

番号	項目	基準値	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
基 1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	0	0
基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	< 0.005	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	2.97	2.83	2.42	1.715	2.54
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.12	0.11	0.1	0.1	0.11
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
基 15	1,4ジオキサン	0.05mg/L以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
基 16	3,5-ジクロロフェノール及びトランス-1,2-ジクロロフェノール	0.04mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 20	ベンゼン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 21	塩素酸	0.06mg/L以下	< 0.06	0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.003	0.002	0.003	0.002	0.005
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.005
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.005	0.010	0.005	0.005	0.006
基 26	臭素酸	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.013	0.023	0.013	0.013	0.001
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	< 0	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005
基 30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.007	0.007	0.004	0.003	0.004
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	0.06	0.03	0.03	0.03
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
基 35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	46	31.8	32.7	20.65	29.7
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 38	塩化物イオン	200mg/L以下	78.2	47.8	49.6	30.6	47.2
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	85	90	85	66	81
基 40	蒸発残留物	500mg/L以下	271	246	213	175	213
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
基 42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	< 0.000005	0.000006	0.000003	0.000003	0.000002
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 45	フェノール類	0.005mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
基 46	有機物質（全有機炭素の量）	3mg/L以下	1.1	1.0	1.1	0.9	1.2
基 47	pH値	5.8～8.6	7.3	7.3	7.2	7.2	7.2
基 48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 50	色度（平均値）	5度以下	< 0.5	< 1	< 0.5	< 0.5	< 0.5
基 51	濁度（平均値）	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	評価		水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合

水質基準値は令和2年4月1日改定の基準値を示しています。

番号	項目	基準値	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
基 1	一般細菌	100個/mL以下	9	4	6	2	0
基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.003	0.007	0.002	0.003	0.002
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	< 0.005	< 0.005	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	3.42	3.91	4.79	3.93	6.48
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
基 15	1,4ジオキサン	0.05mg/L以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
基 16	3,4,5-トリクロロベンゼン及び1,2,4-トリクロロベンゼン	0.04mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 20	ベンゼン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 21	塩素酸	0.06mg/L以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下					
基 23	クロロホルム	0.06mg/L以下					
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下					
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下					
基 26	臭素酸	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下					
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下					
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下					
基 30	ブロモホルム	0.09mg/L以下					
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下					
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.008	0.005	0.005	0.005	0.004
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.06	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
基 35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	10.9	10.8	12.2	11	12.3
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 38	塩化物イオン	200mg/L以下	12.7	13.1	13.5	12.9	14.3
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	79	81	89	81	97
基 40	蒸発残留物	500mg/L以下	179	204	238	208	253
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
基 42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 45	フェノール類	0.005mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
基 46	有機物質（全有機炭素の量）	3mg/L以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3
基 47	pH値	5.8～8.6	7.8	8.0	7.8	7.7	7.9
基 48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 50	色度（平均値）	5度以下	< 1.0	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
基 51	濁度（平均値）	2度以下	0.3	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	アンモニア態窒素		< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05

※水質基準値は令和2年4月1日改定の基準値となっております。  
原水のため評価していません。

番号	項目	基準値	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
基 1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	0	0
基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	< 0.005	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
基 1 0	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 1 1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	4.25	4.77	2.10	2.11	5.42
基 1 2	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	< 0.08	< 0.08	0.08	0.08	0.08
基 1 3	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
基 1 4	四塩化炭素	0.002mg/L以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
基 1 5	1,4ジオキサン	0.05mg/L以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
基 1 6	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 1 7	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 1 8	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 1 9	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 2 0	ベンゼン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 2 1	塩素酸	0.06mg/L以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06
基 2 2	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 2 3	クロロホルム	0.06mg/L以下	< 0.001	< 0.001	0.005	0.004	< 0.001
基 2 4	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	< 0.003	< 0.003	0.004	< 0.003	< 0.003
基 2 5	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	< 0.001	< 0.001	0.01	< 0.01	< 0.01
基 2 6	臭素酸	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 2 7	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.001	< 0.001	0.026	0.02	< 0.001
基 2 8	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003
基 2 9	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.008	< 0.008	< 0.008
基 3 0	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001	< 0.001	< 0.003	< 0.003	< 0.003
基 3 1	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008
基 3 2	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005	0.004	0.002	0.002	0.003
基 3 3	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	< 0.01	< 0.01	< 0.02	0.03	< 0.02
基 3 4	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
基 3 5	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
基 3 6	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	11.0	12.0	14.6	13.4	12.2
基 3 7	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 3 8	塩化物イオン	200mg/L以下	13.4	13.5	20.2	18.3	14
基 3 9	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	83	88	71	67	90
基 4 0	蒸発残留物	500mg/L以下	204	229	181	176	231
基 4 1	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
基 4 2	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
基 4 3	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
基 4 4	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 4 5	フェノール類	0.005mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
基 4 6	有機物質（全有機炭素の量）	3mg/L以下	< 0.3	< 0.3	0.8	0.7	0.7
基 4 7	pH値	5.8~8.6	8.0	7.9	7.3	7.3	7.9
基 4 8	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 4 9	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 5 0	色度（平均値）	5度以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
基 5 1	濁度（平均値）	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	評価		水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合

※水質基準値は令和2年4月1日改定の基準値となっております。



番号	項目	基準値	R元年度 給水栓	R2年度 給水栓	R3年度 給水栓	R4年度 給水栓	R5年度 給水栓
基 1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	0	0
基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	< 0.005	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	3.03	3.12	3.1	3.1	2.94
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	< 0.08	0.08	0.09	0.09	0.09
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
基 15	1,4ジオキサン	0.05mg/L以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
基 16	3,5-ジクロロベンゼン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 20	ベンゼン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 21	塩素酸	0.06mg/L以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.003	0.002	0.006	0.006	0.008
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	< 0.003	< 0.003	0.003	0.003	0.004
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.01	0.013	0.013	0.013	0.016
基 26	臭素酸	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.021	0.03	0.03	0.03	0.04
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	0.005	0.01	0.01	0.01
基 30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.006	0.01	0.01	0.01	0.01
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
基 35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	21.2	28.7	26.6	26.6	23.2
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基 38	塩化物イオン	200mg/L以下	62.0	48.8	38.9	38.9	42.4
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	80	92	85	85	80
基 40	蒸発残留物	500mg/L以下	186	218	210	210	221
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
基 42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	< 0.000001	0.000004	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	0.000004	0.000004	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基 45	フェノール類	0.005mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
基 46	有機物質(全有機炭素の量)	3mg/L以下	1.0	1.0	0.8	0.8	0.8
基 47	pH値	5.8~8.6	7.5	7.6	7.4	7.4	7.5
基 48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 50	色度(平均値)	5度以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
基 51	濁度(平均値)	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	評価		水質基準に 適合	水質基準に 適合	水質基準に 適合	水質基準に 適合	水質基準に 適合

※水質基準値は令和2年4月1日改定の基準値となっております。

## 給水栓水(香取市中津)

## 検査頻度及び設定理由

## 別表 6

番号	項目	水道法の原則頻度	検査回数を減じることが可能か	実施する頻度	設定理由 (条件によっては検査回数を減少することができる)	年間回数
基 1	一般細菌	1回/月	不可	1回/月	減少不可項目	12
基 2	大腸菌	1回/月	不可	1回/月	減少不可項目	12
基 3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 4	水銀及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 5	セレン及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 6	鉛及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 8	六価クロム化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 9	亜硝酸態窒素	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	不可	1回/3月	減少不可項目	4
基 11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 12	フッ素及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 14	四塩化炭素	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 15	1,4ジオキサン	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 16	α-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 17	ジクロロメタン	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 18	テトラクロロエチレン	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 19	トリクロロエチレン	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 20	ベンゼン	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 21	塩素酸	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 22	クロロ酢酸	1回/3月	不可	1回/3月	減少不可項目	4
基 23	クロロホルム	1回/3月	不可	1回/3月	減少不可項目	4
基 24	ジクロロ酢酸	1回/3月	不可	1回/3月	減少不可項目	4
基 25	ジブロモクロロメタン	1回/3月	不可	1回/3月	減少不可項目	4
基 26	臭素酸	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 27	総トリハロメタン	1回/3月	不可	1回/3月	減少不可項目	4
基 28	トリクロロ酢酸	1回/3月	不可	1回/3月	減少不可項目	4
基 29	ブロモジクロロメタン	1回/3月	不可	1回/3月	減少不可項目	4
基 30	ブロモホルム	1回/3月	不可	1回/3月	減少不可項目	4
基 31	ホルムアルデヒド	1回/3月	不可	1回/3月	減少不可項目	4
基 32	亜鉛及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 33	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 34	鉄及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 35	銅及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 36	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 37	マンガン及びその化合物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 38	塩化物イオン	1回/月	不可	1回/月	減少不可項目	12
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 40	蒸発残留物	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 41	陰イオン界面活性剤	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 42	ジェオスミン	1回/月	不可	1回/月	水源で藻類の発生が無いことを確認できないため、減少不可項目	12
基 43	2-メチルイソボルネオール	1回/月	不可	1回/月	水源で藻類の発生が無いことを確認できないため、減少不可項目	12
基 44	非イオン界面活性剤	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 45	フェノール類	1回/3月	可	1回/3月	水質は安定しているが、河川水が原水のため、原則どおりの頻度とする。	4
基 46	有機物質(全有機炭素の量)	1回/月	不可	1回/月	減少不可項目	12
基 47	pH値	1回/月	不可	1回/月	減少不可項目	12
基 48	味	1回/月	不可	1回/日	減少不可項目	365
基 49	臭気	1回/月	不可	1回/日	減少不可項目	365
基 50	色度(平均値)	1回/月	不可	1回/月	減少不可項目	12
基 51	濁度(平均値)	1回/月	不可	1回/月	減少不可項目	12
毎 1	色	1回/日	不可	1回/日	減少不可項目	365
毎 2	濁り	1回/日	不可	1回/日	減少不可項目	365
毎 3	消毒の残留効果	1回/日	不可	1回/日	減少不可項目	365

番号	項目	検査実施項目		着目すべき水源の種別等
		原水	浄水	
1	アンチモン及びその化合物	2回/年		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
2	ウラン及びその化合物	2回/年		水源が河川水・地下水である場合
3	ニッケル及びその化合物		2回/年	使用する資機材及び薬品の観点から
5	1,2-ジクロロエタン			水源が地下水である場合
8	トルエン			水源が地下水である場合
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2回/年		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
10	亜塩素酸			使用する資機材及び薬品及び消毒副生成物等の観点から
12	二酸化塩素			使用する資機材及び薬品及び消毒副生成物等の観点から
13	ジクロロアセトニトリル		2回/年	消毒副生成物等の観点から
14	抱水クロラール		2回/年	消毒副生成物等の観点から
15	農薬類	2回/年		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
16	残留塩素		1回/日	消毒副生成物等の観点から
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	基準項目と同一		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
18	マンガン及びその化合物	基準項目と同一		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
19	遊離炭酸	2回/年		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
20	1,1,1-トリクロロエタン	2回/年		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
21	メチル-tert-ブチルエーテル			水源が地下水である場合
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	2回/年		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
23	臭気強度（TON）	2回/年	2回/年	水源が河川水・湖沼・地下水である場合、使用する資機材及び薬品及び消毒副生成物等の観点から
24	蒸発残留物	基準項目と同一		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
25	濁度	基準項目と同一		水源が河川水・湖沼・地下水である場合及び消毒副生成物等の観点から
26	pH値	基準項目と同一		水源が河川水・湖沼・地下水である場合及び使用する資機材及び薬品の観点から
27	腐食性（ランゲリア指数）	2回/年	2回/年	水源が河川水・湖沼・地下水である場合
28	従属栄養細菌	2回/年	2回/年	水源が河川水・湖沼・地下水である場合
29	1,1-ジクロロエチレン			水源が地下水である場合
30	アルミニウム及びその化合物	基準項目と同一		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
31	PFOA及びPFOS	1回/年		特に排出源となり得る施設が立地している地域

農薬類

番号	項目	検査実施項目		選定理由
		原水	浄水	
21	エトフェプロックス	2回/年		対象農薬リスト掲載農薬類115物質より選定。 （近隣で使用される水稲用農薬で主なもの） （および近隣事業者で下限値以上の値を示した項目）
39	クロロタロニル(TPN)	2回/年		
49	シハロホプブチル	2回/年		
50	ジメタメトリン	2回/年		
54	ダイムロン	2回/年		
60	チオファネートメチル	2回/年		
61	テフリルトリオン	2回/年		
71	ピラクロニル	2回/年		
80	フェリムゾン	2回/年		
84	フサライド	2回/年		
98	ベンゾビシクロン	2回/年		
100	ベンタゾン	2回/年		

## 給水栓水の水質検査の自己検査及び委託の分類表

別表 8

番号	検査項目	検査頻度	検査の方法	番号	検査項目	検査頻度	検査の方法	検査方法
基1	一般細菌	1回/月	委託検査	管3	ニッケル及びその化合物	2回/年	委託検査	水質基準に関する省令の規定に基づく告示に示された検査方法
基2	大腸菌	1回/月	委託検査	管4	亜硝酸態窒素	水質基準項目と同一測定	水質基準項目と同一	
基3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	委託検査	管13	ジクロロアセトニトリル	2回/年	委託検査	
基4	水銀及びその化合物	1回/3月	委託検査	管14	抱水クロラール	2回/年	委託検査	
基5	セレン及びその化合物	1回/3月	委託検査	管16	残留塩素	水質基準項目と同一測定	水質基準項目と同一	
基6	鉛及びその化合物	1回/3月	委託検査	管17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	水質基準項目と同一測定	水質基準項目と同一	
基7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	委託検査	管18	マンガン及びその化合物	水質基準項目と同一測定	水質基準項目と同一	
基8	六価クロム化合物	1回/3月	委託検査	管23	臭気強度(TON)	2回/年	委託検査	
基9	亜硝酸態窒素	1回/3月	委託検査	管24	蒸発残留物	水質基準項目と同一測定	水質基準項目と同一	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	委託検査	管25	濁度	水質基準項目と同一測定	水質基準項目と同一	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	委託検査	管26	pH値	水質基準項目と同一測定	水質基準項目と同一	
基12	フッ素及びその化合物	1回/3月	委託検査	管27	腐食性(ランゲリア指数)	2回/年	委託検査	
基13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	委託検査	管28	従属栄養細菌	2回/年	委託検査	
基14	四塩化炭素	1回/3月	委託検査	管30	アルミニウム及びその化合物	水質基準項目と同一測定	水質基準項目と同一	
基15	1, 4-ジオキサン	1回/3月	委託検査					
基16	1, 1-ジクロロエチレン	1回/3月	委託検査	放射	放射性物質	4回/年	委託検査	
基17	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/3月	委託検査					
基18	ジクロロメタン	1回/3月	委託検査					
基19	テトラクロロエチレン	1回/3月	委託検査					
基20	トリクロロエチレン	1回/3月	委託検査					
基21	ベンゼン	1回/3月	委託検査					
基22	クロロ酢酸	1回/3月	委託検査					
基23	クロロホルム	1回/3月	委託検査					
基24	ジクロロ酢酸	1回/3月	委託検査					
基25	ジブロモクロロメタン	1回/3月	委託検査					
基26	臭素酸	1回/3月	委託検査					
基27	総トリハロメタン	1回/3月	委託検査					
基28	トリクロロ酢酸	1回/3月	委託検査					
基29	ブロモジクロロメタン	1回/3月	委託検査					
基30	ブロモホルム	1回/3月	委託検査					
基31	ホルムアルデヒド	1回/3月	委託検査					
基32	亜鉛及びその化合物	1回/3月	委託検査					
基33	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	委託検査					
基34	鉄及びその化合物	1回/3月	委託検査					
基35	銅及びその化合物	1回/3月	委託検査					
基36	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	委託検査					
基37	マンガン及びその化合物	1回/3月	委託検査					
基38	塩化物イオン	1回/月	委託検査					
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	委託検査					
基40	蒸発残留物	1回/3月	委託検査					
基41	陰イオン界面活性剤	1回/3月	委託検査					
基42	ジェオスミン	1回/月	委託検査					
基43	2-メチルイソボルネオール	1回/月	委託検査					
基44	非イオン界面活性剤	1回/3月	委託検査					
基45	フェノール類	1回/3月	委託検査					
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	委託検査					
基47	pH値	1回/月	委託検査					
基48	味	毎日	自己検査					
基49	臭気	毎日	自己検査					
基50	色度	1回/月	委託検査					
基51	濁度	1回/月	委託検査					

※番号 「基〇〇」 = 水質基準項目  
「管〇〇」 = 水質管理目標設定項目  
「放射」 = 福島原子力発電所事故に伴う放射性物質測定項目

【表流水系原水】

番号	検査項目	検査頻度	検査の方法
基1	一般細菌	3回/年	委託検査
基2	大腸菌	3回/年	委託検査
基3	カドミウム及びその化合物	3回/年	委託検査
基4	水銀及びその化合物	3回/年	委託検査
基5	セレン及びその化合物	3回/年	委託検査
基6	鉛及びその化合物	3回/年	委託検査
基7	ヒ素及びその化合物	3回/年	委託検査
基8	六価クロム化合物	3回/年	委託検査
基9	亜硝酸態窒素	3回/年	委託検査
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3回/年	委託検査
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3回/年	委託検査
基12	フッ素及びその化合物	3回/年	委託検査
基13	ホウ素及びその化合物	3回/年	委託検査
基14	四塩化炭素	3回/年	委託検査
基15	1, 4-ジオキサン	3回/年	委託検査
基16	1, 1-ジクロロエチレン	3回/年	委託検査
基17	シス-1, 2-ジクロロエチレン	3回/年	委託検査
基18	ジクロロメタン	3回/年	委託検査
基19	テトラクロロエチレン	3回/年	委託検査
基20	トリクロロエチレン	3回/年	委託検査
基21	ベンゼン	3回/年	委託検査
基26	臭素酸	3回/年	委託検査
基32	亜鉛及びその化合物	3回/年	委託検査
基33	アルミニウム及びその化合物	3回/年	委託検査
基34	鉄及びその化合物	3回/年	委託検査
基35	銅及びその化合物	3回/年	委託検査
基36	ナトリウム及びその化合物	3回/年	委託検査
基37	マンガン及びその化合物	3回/年	委託検査
基38	塩化物イオン	3回/年	委託検査
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	3回/年	委託検査
基40	蒸発残留物	3回/年	委託検査
基41	陰イオン界面活性剤	3回/年	委託検査
基42	ジェオスミン	3回/年	委託検査
基43	2-メチルイソボルネオール	3回/年	委託検査
基44	非イオン界面活性剤	3回/年	委託検査
基45	フェノール類	3回/年	委託検査
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3回/年	委託検査
基47	pH値	毎日	自己検査
基49	臭気	毎日	自己検査
基50	色度	毎日	自己検査
基51	濁度	毎日	自己検査
	アンモニア態窒素	3回/年	委託検査
	クリプトスポリジウム及びジギア	4回/年	委託検査
	大腸菌（クリプト指標菌）	4回/年	委託検査
	嫌気性芽胞菌（クリプト指標菌）	4回/年	委託検査
管1	アンチモン及びその化合物	2回/年	委託検査
管2	ウラン及びその化合物	2回/年	委託検査
管4	亜硝酸態窒素	基準項目と同一	基準項目と同一
管9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	2回/年	委託検査
管15	農薬類	2回/年	委託検査
管17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	基準項目と同一	基準項目と同一
管18	マンガン及びその化合物	基準項目と同一	基準項目と同一
管19	遊離炭酸	2回/年	委託検査
管20	1,1,1-トリクロロエタン	2回/年	委託検査
管22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	2回/年	委託検査
管23	臭気強度（TON）	2回/年	委託検査
管24	蒸発残留物	基準項目と同一	基準項目と同一
管25	濁度	基準項目と同一	基準項目と同一
管26	pH値	基準項目と同一	基準項目と同一
管27	腐食性（ランゲリア指数）	2回/年	委託検査
管28	従属栄養細菌	2回/年	委託検査
管30	アルミニウム及びその化合物	基準項目と同一	基準項目と同一
管31	PFOS及びPFOA	1回/年	委託検査
農21	エトフェンブロックス	2回/年	委託検査
農39	クロロタロニル(TPN)	2回/年	委託検査
農49	シハロホブップチル	2回/年	委託検査
農50	ジメタメトリン	2回/年	委託検査
農54	ダイムロン	2回/年	委託検査
農60	チオファネートメチル	2回/年	委託検査
農61	テフリルトリオン	2回/年	委託検査
農71	ピラクロニル	2回/年	委託検査
農80	フェリムゾン	2回/年	委託検査
農84	フサライド	2回/年	委託検査
農98	ペンゾピシクロン	2回/年	委託検査
農100	ペンタゾン	2回/年	委託検査
放射	放射性物質	4回/年	委託検査

【地下水系原水（集合并）】

番号	検査項目	検査頻度	検査の方法	検査方法
基1	一般細菌	1回/年	委託検査	水質基準に関する省令の規定に基づく告示に示された検査方法
基2	大腸菌	1回/年	委託検査	
基3	カドミウム及びその化合物	1回/年	委託検査	
基4	水銀及びその化合物	1回/年	委託検査	
基5	セレン及びその化合物	1回/年	委託検査	
基6	鉛及びその化合物	1回/年	委託検査	
基7	ヒ素及びその化合物	1回/年	委託検査	
基8	六価クロム化合物	1回/年	委託検査	
基9	亜硝酸態窒素	1回/年	委託検査	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	委託検査	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	委託検査	
基12	フッ素及びその化合物	1回/年	委託検査	
基13	ホウ素及びその化合物	1回/年	委託検査	
基14	四塩化炭素	1回/年	委託検査	
基15	1, 4-ジオキサン	1回/年	委託検査	
基16	1, 1-ジクロロエチレン	1回/年	委託検査	
基17	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年	委託検査	
基18	ジクロロメタン	1回/年	委託検査	
基19	テトラクロロエチレン	1回/年	委託検査	
基20	トリクロロエチレン	1回/年	委託検査	
基21	ベンゼン	1回/年	委託検査	
基26	臭素酸	1回/年	委託検査	
基32	亜鉛及びその化合物	1回/年	委託検査	
基33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	委託検査	
基34	鉄及びその化合物	1回/年	委託検査	
基35	銅及びその化合物	1回/年	委託検査	
基36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	委託検査	
基37	マンガン及びその化合物	1回/年	委託検査	
基38	塩化物イオン	1回/年	委託検査	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年	委託検査	
基40	蒸発残留物	1回/年	委託検査	
基41	陰イオン界面活性剤	1回/年	委託検査	
基42	ジェオスミン	1回/年	委託検査	
基43	2-メチルイソボルネオール	1回/年	委託検査	
基44	非イオン界面活性剤	1回/年	委託検査	
基45	フェノール類	1回/年	委託検査	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1回/年	委託検査	
基47	pH値	毎日	自己検査	
基49	臭気	毎日	自己検査	
基50	色度	毎日	自己検査	
基51	濁度	毎日	自己検査	
	アンモニア態窒素	1回/年	委託検査	
	クリプトスポリジウム及びジギア	4回/年	委託検査	
	大腸菌（クリプト指標菌）	4回/年	委託検査	
	嫌気性芽胞菌（クリプト指標菌）	4回/年	委託検査	
管31	PFOS及びPFOA	1回/年	委託検査	
放射	放射性物質	4回/年	委託検査	









令和6年度水質検査予定表

① 表流水系 原水 (導水ポンプ場)

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準項目 (原水項目)	○				○				○			
アンモニア態窒素	○				○				○			
クリプトスポリジウム及びジアルギア	○			○			○			○		
大腸菌 (クリプト指標菌)	○			○			○			○		
嫌気性芽胞菌 (クリプト指標菌)	○			○			○			○		
アンチモン及びその化合物					○						○	
ウラン及びその化合物					○						○	
フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)					○						○	
遊離炭酸					○						○	
1,1,1-トリクロロエタン					○						○	
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)					○						○	
臭気強度 (TON)					○						○	
腐食性 (ランゲリア指数)					○						○	
従属栄養細菌					○						○	
PFOS及びPFOA					○							
エトフェンプロックス		○			○							
クロロタロニル (TPN)		○			○							
シハロホプップチル		○			○							
ジメタメトリン		○			○							
ダイムロン		○			○							
チオフアネートメチル		○			○							
テフリルトリオン		○			○							
ピラクロニル		○			○							
フェリムゾン		○			○							
フサライド		○			○							
ベンゾビスクロン		○			○							
ペンタゾン		○			○							
放射性物質	○			○			○			○		

② 地下水系 原水 (古原浄水場集合井)

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準項目 (原水項目)					○							
アンモニア態窒素					○							
PFOS及びPFOA					○							
大腸菌 (クリプト指標菌)	○			○			○			○		
嫌気性芽胞菌 (クリプト指標菌)	○			○			○			○		
放射性物質	○			○			○			○		



# 採水地点

## 神崎町地形図

